

北海道におけるE型肝炎事例について

平成16年11月29日

1 概要

本年10月8日、北海道より感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づくE型肝炎の発生についての報告があり、さらに本事例に関連すると考えられる輸血によるE型肝炎の感染の情報もあったことから、10月18日、北海道に対し感染症法に基づく積極的疫学調査及び食品衛生法に基づく食中毒調査を行い、感染原因の究明等を行うよう指示した。

（本年のE型肝炎の報告数は、全国で28例目、当該地域で4例目）

2 北海道の対応（予定も含む。）

- (1) 患者の家族等に対する疫学調査の実施
- (2) 会食した同保健所管内の飲食店に対する調査の実施
- (3) 検査実施機関からの感染者の検体（血液）の確保
- (4) 患者の家族及び飲食店の調理従事者等の血液・便検査の実施

3 厚生労働省の対応

- (1) 昨年8月、E型肝炎については、豚レバーなどの豚由来の食品や野生動物の食肉は十分に加熱調理を行うよう地方公共団体を通じて注意喚起を行うとともに、Q&Aを作成し、厚生労働省ホームページに掲載するなどにより周知を図っているところ。
- (2) 本件については、現在、北海道において感染症及食中毒の両面から調査を実施しているところであるが、原因として飲食店で豚レバー等の豚肉由来の食品を十分に加熱しないで喫食した可能性も考えられていることから、本日、あらためて営業者及び消費者に対する周知徹底について各地方公共団体に対し、通知を発出。
- (3) なお、輸血の安全性を考慮し、感染率の高い北海道において献血時の問診を強化し、ブタ、イノシシ等の生肉等の喫食歴がある場合には、その者の血液にE型肝炎ウイルスの高精度検査を行い、感染が確認されれば輸血に使用しないこととしている。

食安監発第 1129001 号
平成 16 年 1 月 29 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主幹部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

E型肝炎ウイルス感染事例について

標記については、平成 15 年 8 月 1 日付け健感発第 0801001 号及び食安監発第 0801001 号、同年 8 月 19 日付け健感発第 0819001 号及び食安監発第 0819002 号により、野生動物の肉や豚レバーなどの豚由来の食品については十分に加熱調理を行うよう注意喚起を行う旨お願いしているところです。

今般、北海道において発生した E 型肝炎事例については、現在、北海道において、感染症及び食中毒の両面から調査を実施しているところですが、原因として飲食店で豚レバー等の豚由来の食品を十分に加熱しないで喫食した可能性が考えられていることから、改めて、貴管下営業者及び消費者に対し、前記通知内容について周知徹底をされるよう特段の対応をお願いします。

なお、これらの E 型肝炎に関する正しい情報の提供を目的として、厚生労働省ホームページに Q & A を掲載しているので業務の参考とされるようお願いします。

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/08/h0819-2a.html>)